

監査公表第 572 号

行政監査Ⅱの監査の結果に対して講じた措置について、地方自治法第 199 条第 12 項前段の規定により京都市長から通知があったので、同項後段の規定により、当該通知に係る事項を次のとおり公表します。

平成 19 年 12 月 10 日

京都市監査委員 椋 田 知 雄
同 柴 田 章 喜
同 江 草 哲 史
同 出 口 康 雄

平成 17 年度行政監査Ⅱ（平成 18 年 5 月 26 日監査公表第 537 号）

（産業観光局－1）

監 査 の 結 果	
第 2	京都市伝統産業振興館
3	問題点
(2)	着眼点別分析
ア	事務の執行が法令等の定めるところに従って適正に行われているか。
(イ)	監査の結果
b	物件等の調達契約決定において、予定価格が 10 万円を超える場合は、2 人以上の者から見積書を徴さなければならないとされているが、四条京町家パンフレットを 3 箇月の間に 2 回に分けて 10 万円以下の金額で随意契約しており、価格決定における競争性が発揮されておらず、経済的、効率的な予算執行と言えなかった。 必要部数の見積を適切に行ったうえ、調度契約を行うなど、価格決定における競争性を発揮できるよう改善されたい。

講 じ た 措 置	
平成 19 年度は、パンフレットの必要部数を適切に見積もった結果、随意契約が可能な金額の範囲内となった。今後予定価格が 10 万円を超えることとなる場合は、調度契約を行うなど、経済的、効率的な予算執行を行っていく。	

監 査 の 結 果

第6 管路情報管理システムの構築

3 問題点

(2) 着眼点別分析

エ 管理システムの概要、効果等について広報を行っているか。

(イ) 監査の結果

管理システムに係る費用負担について、水道使用者の理解を得るとともに、説明責任を果たす必要があることから、その全体計画及びこれによる「お客さまサービスの質的向上」の具体的な内容について、市民しんぶん、インターネットのホームページ等を活用し、積極的な広報を実施されたい。

また、管理システムが災害対策としても位置付けられていることから、すべての人が安心・安全で健やかに暮らせるまちづくりを進めていく「京（みやこ）の安心安全ネット総合プラン」の推進という観点からも広報を行われたい。

講 じ た 措 置

管路情報管理システムに関する広報について、京都市上下水道局ホームページ(平成19年3月1日付け)及び市民しんぶん(平成19年3月1日付け全市版)に管路情報管理システム供覧開始に係る記事を掲載し、管路情報管理システムの概要及び効果をお知らせするとともに、京都市安心安全ホームページに管路情報管理システムが上下水道施設の事故防止対策の一環として構築されているとの記事を掲載し、災害対策の位置付けからの取組であることの周知を図るなど、積極的に取り組んだ。

(監査事務局第二課及び同事務局第三課)